

下記の業務について一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年9月9日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館7階 静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

電話番号 054-221-2573

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

就産第002号

(2) 件名

令和7年度雇用管理状況調査業務委託

(3) 業務概要

調査対象となる3,200事業所の抽出、郵送配布、郵送回収及びWEB（インターネット）回収による統計調査の実施、集計、報告書原稿の作成等

(4) 業務期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 本県における一般業務委託に係る競争入札参加資格を有している者で、主に参加を希望する営業種目にあつては「83調査」を有している者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。
- (4) 令和2年4月以降で、静岡県の実施する調査を5件以上実施した者であること。
- (5) 平成29年4月以降に、国又は地方公共団体が発注した雇用管理に関する企業又は事業所調査で、郵送回収方式及びWEB回収方式による調査業務を受託し、完了した実績を有する者であること。
- (6) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成

16年法律第75号) 第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和7年9月11日(木)までの日(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までとする。

(2) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

電話番号 054-221-2573

Eメール sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 配布方法

電子メール又は上記(2)の場所での手交による。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認申請書等を令和7年9月12日(金)午後4時まで(土曜日、日曜日を除く。)に入札説明書等の配布場所に提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年9月24日(水)午後3時

(2) 入札執行場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁別館8階 第1会議室C

(3) 入札方法

ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 総価による。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者は、県と契約締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

また、委託業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請け業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、県にその写しを提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 説明会は行わない。